

佐事研だより



佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 小川 洋起

会員各位

梅の花もほころび春の足音が着々と近づきつつある今日この頃、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。卒業のシーズンをむかえて、毎日、卒業式の練習が行われています。

さて、本年度の佐事研だよりも今回の第54号をもって最後となりました。会員の皆様のご愛読、誠にありがとうございました。第54号は「第3回理事研修会報告」「知っておきたい税情報」「悪徳金融業者の実態・悪徳商法への対策」の3本から成ります。

第3回理事研修会報告

平成19年12月6日に佐賀県公立小中学校事務研究会第3回理事研修会がアバンセで行われました。

学校生協の竹下勝学校生協専務理事兼学校用品社長より挨拶がありました。学校生協の置かれた厳しい状況が説明されました。

1) 会長あいさつ 小川会長よりあいさつがありました。

2) 情勢報告・経過報告等

・中教審での全事研の意見表明・国会議員ほか関係方面への要請活動について

学校事務職員の定数改善について意見表明。また、定数改善の情勢が厳しく、全事研ほか教育関係二十団体に要請活動を展開中とのこと。

・佐賀県公立小中学校事務改善検討委員会について

12月26日に検討委員会開催予定。また、近日中に全県下の校長・教頭に対する共同実施に関するアンケート実施が予定されているとのこと。

・会費について、及び弘済会奨励金について

総会で質問の出た会費と大会参加費の取り扱いの件については、前回理事会で結論を得た。結果を少数意見地区に伝え、常任理事会より説明した。また研究部福岡発表班に関する弘済会奨励金については、50万円の満額申請が了承された。

3) 第23回大会の反省について

- ・会員の参加者は215/252(85%)であった。県外等は23名。
- ・副教育長講演については、肯定的な意見が多かった。
- ・改善検討委員会報告については、佐事研役員の長年の努力に感謝するという趣旨の意見と、もう少し、検討委員会内部の具体的な論議の様子を知りたかったという意見が半ばした。
- ・福岡班の報告には、あまり意見なし。共同実施班の報告には、森先生の説明が分かりやすく良かった、市町段階での説明など不安はあるが、変化は受け止めなければといった肯定的な意見もあるほか、独自の共同実施展開についての意見もあった。
- ・パネルディスカッションについては、千差万別の意見があった。他県の共同実施を知ることができてよかったという意見もあれば、よかったが今の自分にレベルに合うか疑問という意見もあった。年齢が高いほど運営に工夫がされていたが、分かりにくかった、具体的な部分に分からなかった、学校教育、学校経営的視点での共同実施という点について光る発言、説明が乏しかったという意見が散見される。
また、全県共同実施はよいことだと思うが、デメリットの部分(人事・事務職員の合理化・差別化など)についても論議する必要があるのでは、という少数意見あり。
- ・座席について、狭苦しいので最後尾も座れるようにしてほしい、私語・質問時の発言等でのマナーに関する苦情、空調、スピーカーの音割れ等に対する苦情があった。座席については、次回大会からは来賓や講演者等が登壇される開会行事や講演等の終了後は開放することとしたい。

4) 各専門部より経過報告・今年度の計画

・研修部

8月7日～8月24日間に開催したテーマ別研修会及び研修部会について報告がありました。

・調査広報部

佐事研だより第50号、第51号、第52号の発行。研修部会について報告がありました。

・研究部

学校事務共同実施研究班、職務規程研究班、学校事務研修体系研究班、全事研福岡大会研究発表班、それぞれについて活発な活動がされている旨報告がありました。

5) 今後の活動について

・来年度の役員体制について

各地区からの積極的な自薦・他薦をお願いしたいとのこと。副会長の交代が予想される該当地区は、遅くとも来年度当初の理事会に報告できるように協議を進めてほしい。監査は、次年度は唐津、杵島地区より選出となるので心づもりをお願いしたい。

・第24回大会の計画について

これまでは5月の開催だった夏の大会を6月開催とし、6月5日を第一案、6月10日を第二案とする提案がありました。県教育長講演や全事研会長の中央情勢報告等を軸に計画していく予定とのこと。また、会員からのアイデアについても積極的に取り入れたとの意向が示されました。

なお、大会冊子代について、弘済会からの多額の奨励金が出たことを踏まえ、一時的に1,000円としていましたが、500円へ引き下げることが提案され了承されました。

・研究班福岡大会研究発表班アンケート分析について

福岡班は現在集計した各種アンケート分析の成文化作業に入っている。12月25日(火)10時より、はがくれ荘にて常任理事会と事務局と合同で、詳細なアンケート結果の報告会を開催する。当日は福岡班からの説明だけでなく、質疑・意見等もまじえて議論検討する予定。興味のある会員はオブザーバー参加は自由なので是非多くの会員に参加して欲しいとのこと。

・補正予算について

補正予算について提案され了承されました。また、平成19年度全事研福岡大会準備金会計の執行状況についても報告されました。

6) 古川副会長より

組織マネジメントについてパワーポイントを使った研修が行われました。テーマは交渉力。私生活での交渉の様子や県教職員課とのやりとりも交えた、とても分かりやすい講義でした。

40周年記念全国公立小中学校事務研究大会

期日：平成20年8月6日(水)～平成20年8月8日(金)

会場：ビッグパレットふくしま 他

詳細については→ <http://www.zenjiken.jp/>

知っておきたい税情報

☆給与所得者と税☆

給与やボーナスに対する所得税

給与所得者の所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年の最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

●月々の源泉徴収

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税額は、給与所得の「源泉徴収税額表」により求められています。

●年末調整

1年間の給与総額に対する所得税額と毎月の給与から源泉徴収された所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ①結婚や出産などにより年の中途中で扶養親族の数が変わる場合があります
- ②生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています
このため、その年の最後の給与の支払いを受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税の納税が完了しますので確定申告の必要はありません。

給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

●確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

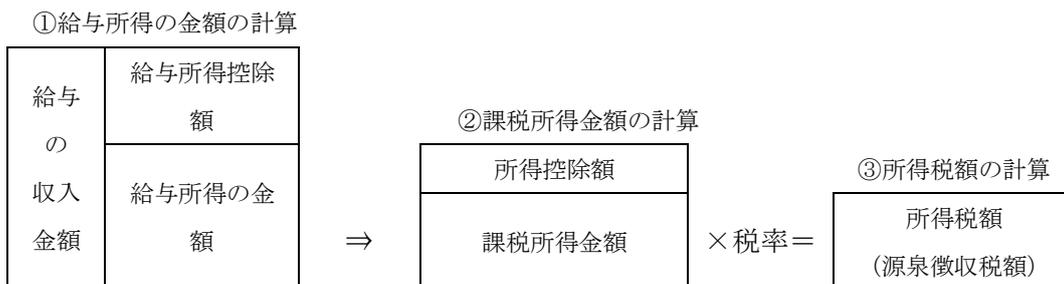
- ①給与の年収が2,000万円を超える場合
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える場合
- ③給与を2ヶ所以上からもらっている場合

●確定申告をすると所得税が還付される方

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合⇒「マイホームを持ったとき」参照
- ②多額の医療費を支払った場合⇒「医療費を支払ったとき」参照
- ③災害や盗難にあった場合
- ④年の途中で退職し、再就職していない場合

◎所得税額の算出方法



☆マイホームを持ったとき☆

住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームを取得したときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

- 平成19年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をし居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば、次の①又は②のいずれか選択して住宅借入金等特別控除を受けることができます。但し、入居した年及びその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例の適用があるときは、この控除の適用を受けることはできません。

◎控除額の算出方法（控除額の100円未満の端数切捨て）

①住宅借入金等特別控除

1～6年目 [住宅ローン等の年末残高（最高2,500万円）] × 1% = [控除額（最高25万円）]

7～10年目 [住宅ローン等の年末残高（最高2,500万円）] × 0.5% = [控除額（最高12.5万円）]

②住宅借入金等特別控除の特例

1～10年目 [住宅ローン等の年末残高（最高2,500万円）] × 0.6% = [控除額（最高15万円）]

11～15年目 [住宅ローン等の年末残高（最高2,500万円）] × 0.4% = [控除額（最高10万円）]

注1：住宅ローン等には、家屋の新築や購入とともにするその敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれます。

注2：敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

★給与所得者は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

☆医療費を支払ったとき☆

医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

- 自分や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となりますので、未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除の計算式方法

その年中に 支払った医療 費	－	保険金などで 補てんされる 金額	－	10万円又は 所得金額の5% (どちらか少ない 額)	＝	医療費控除額 (最高200万 円)
----------------------	---	------------------------	---	-------------------------------------	---	-------------------------

注1：保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きま

すので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2：医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

★確定申告をする際には、領収書等が必要ですので大切に保管しておきましょう。

(参照；暮らしの税情報より)

悪徳金融業者の実態・悪徳商法への対策

2007年12月7日の鳥栖・基山地区学校事務職員研修会の講演をはしょって紹介します。

講師：司法書士 原 広安 氏（原 広安 法律事務所所長）

利息制限法（10万円未満/年20%・10～100万円/年18%・100万円以上/年15%）

出資法（年29.2%（但し個人間であれば、年109.5%））

グレーゾーン（利息制限法と出資法の間）

金利に関する2つの基準

法	利息制限法	出資法
	貸し金業者のみならず、私法上有効な利率の範囲を限定する。	刑罰対象金利を含め高金利による弊害を防ぐ
	超過する金利は無効	超過する金利を取ると5年以下または1千万円以下の罰金
	無効な金利は元本に充当	
金利年利	10万円未満	20%
	100万円未満	18%
	100万円以上	15%
		29.2%

利息制限法において29.2%は、無効。しかし出資法上刑罰の対象にならない。

29.2% ～ 20%・18%・15%がいわゆるグレーゾーン。

保証人倒れによる破産

消費者金融やヤミ金融は親子の情報はもちろん、親戚筋・世話をしてくれる人の情報を聞き出すそうで、全く関係ない時にいきなり先生の教え子から電話があるかも知れません。

振込めサギについても、言われていることですが、相手にせず電話を直ちに切ること。そして振込めサギの電話があったことをただちに校長に報告する。もし、知り合いが被害にあったら消費者センターなどに連絡して相談すること。

公務員は最適なターゲットなので、思わぬところから狙われています。万が一そのような事態に遭遇したら、一人で悩まず相談することが大切だということを実感しました。

平成19年度の「佐事研だより」第50～54号まで無事発行することができました。これも一重に会員の皆様のお陰と感謝いたしております。1年間のご愛読、誠にありがとうございました。
佐事研調査広報部一同